





パソコンサポート詐欺に気をつけましょう

相談事例

パソコンを使用中、急に「ウイルス感染」と表示が出て、大きな警告音が鳴った。慌てて画面に表示されてい たサポート窓口に電話したところ、「パソコンがウイルスに感染しています。除去するので、コンビニで5万円分 のプリペイド型電子マネーを買い、番号を教えてください。」と言われた。指示に従い、相手に番号を伝えても、 「番号を間違えています。もう一度購入してください。」と言われ、不審に思い電話を切った。

アドバイス

- ◆実在するパソコンのOS会社やセキュリティソフト会社などが表示されていても、それは 偽物です。警告画面を閉じるか、パソコンの電源を切りましょう。
- ◆警告画面に表示されているサポート窓口には電話をしないでください。 電話をすると、不安をあおられ、料金を支払うよう誘導されます。
- ◆相手から不安をあおられても、請求された料金を支払わず、プリペイド型電子マネーを 買ったり、クレジットカード番号を伝えたりしないようにしましょう。
- ◆不安なときは、まずは消費生活センターに相談しましょう。

一人暮らしの高齢の祖母宅に布団の訪問販売!

相談事例

一人暮らしの高齢の祖母宅を訪問すると、梱包されたままの新しい羽毛布団があった。祖母に尋ねると、 以前訪ねてきた業者から購入したものだった。「お元気ですか。古い布団を回収します」と言って業者が訪ね てきた。業者はやさしい口調で様々な会話をし、祖母はすっかり気に入ったようだ。代金を準備するために、 祖母は銀行まで、業者の車で送ってもらった。20万円の羽毛布団を購入したが、必要とは思えない。 最近、祖母は記憶力と判断力が低下している。(30代 家族)

アドバイス

- ◆必要のない訪問はきっぱり断り、業者をむやみに家の中に入れないことが大切です。 断っても家に入ってきたなど、不安なことがあれば警察に相談しましょう。
- ◆訪問販売や電話勧誘販売では、書類を受け取って8日以内であれば、クーリング・オフが 可能です。また、クーリング・オフ期間を過ぎていても、取消しができる場合があります。 契約者がお住まいの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口に相談しましょう。
- ◆家族や近所の人が、高齢者の家に不審な訪問者が来ていないか、不要な品物が大量に ないか、日頃から気を配りましょう。高齢者の失敗を一方的にとがめることはせず、話を よく聞き、相談しやすい雰囲気を心がけましょう。
- ◆地域の見守りや情報提供のため、市町村の福祉担当課や地域包括支援センターに相談 しましょう。
- ◆認知症などの症状がみられる場合は、成年後見制度の利用も検討しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日も電話相談可) 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)

福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日も電話相談可) 久留米市 0942-30-7700 (第2日曜日も相談可)

0940-33-5454

飯塚市 0948-22-0857 宗像市 大牟田市 0944-41-2623 行橋市広域 092-332-2098 筑紫野市

0930-23-0999 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや!)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します) ※ナビダイヤル通話料金が発生します

> 事例提供:北九州市立消費生活センター、行橋市広域消費生活センター 行:福岡県消費生活センター